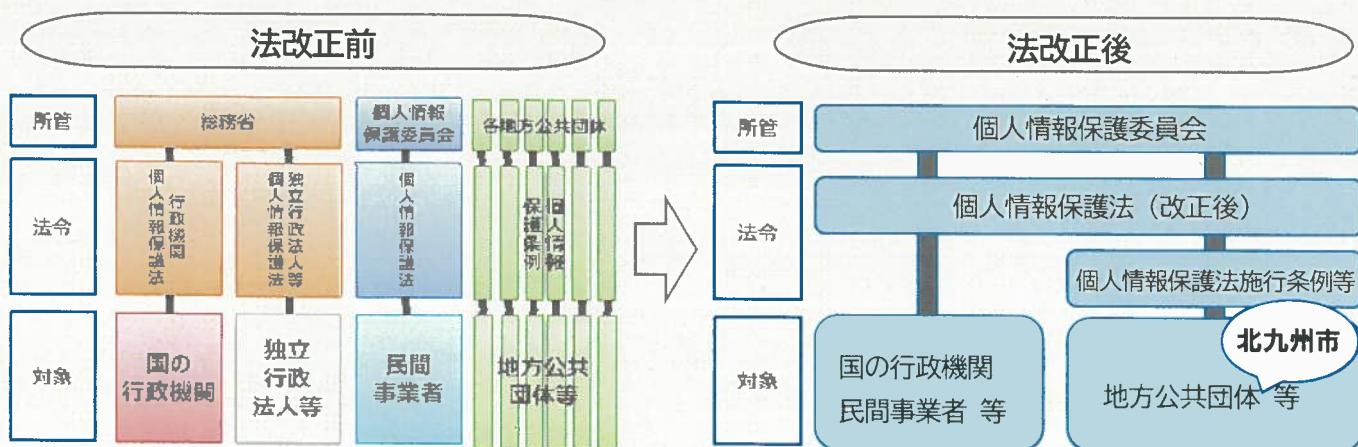


# 北九州市の個人情報保護制度における対応(素案)【概要】

## 1 施行条例制定の趣旨

- (1) デジタル社会が進展する中、官民で利用されている個人情報について、「個人情報の保護」と「データの利活用」の両立を図りつつ、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現を目指すため、令和3年5月に個人情報保護法が改正されました。
- (2) 改正法は、令和5年4月から地方公共団体に直接適用され、個人情報の定義、個人情報の取扱い、開示請求等の個人情報保護制度について、国、地方自治体、民間事業者等に全国共通のルールが規定され、解釈も国の個人情報保護委員会に一元化されることになりました。
- (3) これに伴い本市では、現行の「北九州市個人情報保護条例」を廃止し、新たに、改正法を施行するために必要な細則や法律により委任された事項を定める「(仮称) 北九州市個人情報保護法施行条例」の制定を予定しています。
- 施行条例では、改正法が条例で規定するように求めている手数料の規定や、改正法が許容する範囲で現行条例における個人情報の取扱いと同等の規定を定めることとします。



## 2 施行条例の主なポイント

### (1) 「市議会」の取扱い

市議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの考え方に基づき、改正法の適用を受けないこととされているため、独自に新たな「(仮称) 北九州市議会個人情報保護条例」を制定します。

### (2) 委任事項及び任意事項

#### ① 委任事項

ア 開示請求等及び「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約」に係る手数料

#### ② 任意事項

ア 開示請求、訂正請求及び利用停止請求における決定期限

イ 第三者機関（北九州市個人情報保護審査会）への諮問

現行条例で規定している諮問事項のうち、個別の個人情報の取扱いに関する事項は諮問事項から除かれますが、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、引き続き「北九州市個人情報保護審査会」に諮問することとします。

### (3) 行政機関等匿名加工情報制度の創設

行政機関や地方公共団体等が公表した個人情報ファイル簿に対し、民間企業から提案があった場合、適合性を審査した上で契約し、匿名加工情報を提供するもので、都道府県及び政令指定都市に導入が義務付けられた制度。

#### ① 「行政機関等匿名加工情報」とは

行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工し、かつ、復元できないようにした情報（≠個人情報：第三者への提供について本人の同意は不要）

#### ② 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する基準（個人情報保護法施行規則第62条）

ア 特定の個人を識別することができる記述（氏名、生年月日等）の全部又は一部を削除  
例) ID、12345、小倉 太郎、男、119歳 → ID 12345、~~小倉 太郎~~ 男、119歳

イ 個人識別符号（基礎年金番号、介護保険証に記載された番号等）の全部を削除

例) ID、12345、小倉 太郎、男 119歳 → ID ~~12345~~ ~~小倉 太郎~~ 男、119歳

ウ 個人情報と他の情報を連結する符号（管理用ID等）の削除

例) ID、12345、小倉 太郎、男 119歳 → ~~ID~~ ~~12345~~ ~~小倉 太郎~~ 男、~~119歳~~

エ 特異な記述等（家族構成等）を削除

例) ID、12345、小倉 太郎、男 119歳 → ~~ID~~ ~~12345~~ ~~小倉 太郎~~ 男、~~119歳~~

#### ③ 提案募集の具体的な流れ



#### ④ 提供に際しての主な審査基準

ア 提案事業者が提案する加工の方法が、特定の個人を識別できず、また保有個人情報を復元できないように②の基準に適合すること

イ 提案事業者の提案する事業の目的及び内容が、新たな産業の創出や、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであること

例) 健康や福祉関連等の情報を活用した新たなビジネスの創出

医療機関が保有する医療情報を活用した病気の予防や新薬の開発

ウ 作成された行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置（提案事業者が講ずる行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止、適切な管理のための措置）が、本人の権利利益を保護するために適切なものであること

### 3 今後のスケジュール

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 令和4年10月31日            | 北九州市個人情報保護審査会への諮問   |
| (2) 令和4年11月18日～令和4年12月16日 | 市民意見提出手続（パブリックコメント） |
| (3) 令和5年 1月上旬             | 北九州市個人情報保護審査会からの答申  |
| (4) 令和5年 3月               | 市議会へ条例議案の提出         |
| (5) 令和5年 4月1日             | 条例施行                |